

11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行っております。

公的年金は、老後の支えとしての役割だけでなく、若いときに障害を負ってしまった場合や、家計の支え手を亡くした場合にも、もらうこと（障害年金、遺族年金）ができます。

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組みを行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

「ねんきん月間」の趣旨は、ホームページをご覧ください。

● 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただきますようお願いします。

出張年金相談開設のご案内

今年度の「ねんきん月間」に合わせて、神奈川県内の年金事務所合同で新都市プラザ（そごう横浜店地下2階正面入口）において出張年金相談を行います。

開催場所 新都市プラザ
（そごう横浜店地下2階正面入口）

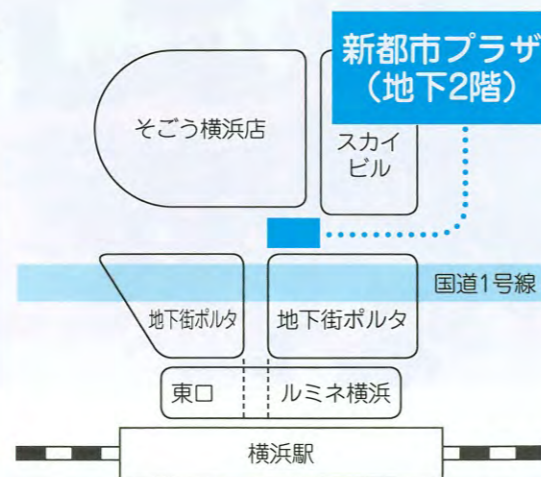
開催日時 平成30年11月21日（水）・22日（木）
10：00～16：00
（各日とも最終受付15：00）

相談受付内容 老齢年金などの受給見込金額
年金記録の確認
年金の請求方法相談等

注意事項

※個別の相談の際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証および預金通帳など本人であることを確認できる書類を2つ以上提示していただきます。

※本人以外の方が相談される場合は、委任状等が必要になりますので事前に各年金事務所・お客様相談室にお問い合わせください。



協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です

70歳以上の方でも一部、 限度額適用認定証が必要になりました

これまで、70歳以上・住民税課税の方であれば、高齢受給者証を提示することで、限度額適用認定証の代わりとなっていました。平成30年8月の70歳以上の方の自己負担限度額改正に伴い、一部限度額適用認定証が必要となりました。

70歳以上区分（平成30年8月診療分以降）

被保険者の所得区分	自己負担限度額	
	個人ごと（外来）	世帯ごと（入院含む）
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1% <多数該当：140,100円※>	
① 標準報酬月額 53～79万円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1% <多数該当：93,000円※>	
標準報酬月額 28～50万円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1% <多数該当：44,400円※>	
標準報酬月額 26万円以下	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 <多数該当：44,400円※>
② 低所得者Ⅱ （住民税非課税者等）		24,600円
低所得者Ⅰ （所得が一定基準以下）	8,000円	15,000円

申請が必要

※1年間（直近12カ月間）で3カ月以上自己負担限度額に達した場合、4カ月目から「多数該当」として自己負担限度額が軽減されます。

- ① 「限度額適用認定申請書」の提出が必要です。
- ② 「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」の提出が必要です。

限度額適用認定証発行までの流れ



ご注意ください!! 限度額適用認定証について、窓口での即時交付は行っておりません。窓口では申請書のみのお受け取りとなり、後日発送となりますのでご注意ください。なお、協会けんぽではすべての申請書・届出書について郵送での対応が可能ですので、郵送申請にご協力ください。

